

○飯塚市監視カメラによる撮影画像の取扱要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第37号

(趣旨)

第1条 本市の区域内の不法投棄常習場所に設置する監視カメラにより撮影した画像(以下「画像」という。)の保存及び公開等の取扱いについては、飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)及び飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)並びに飯塚市文書管理規程(平成18年飯塚市訓令第5号)の規定に基づき処理するほか、この告示の定めるところにより行うものとする。

(基本処理)

第2条 監視カメラによる撮影は、撮影される者の肖像権を侵害しないように最大限の配慮を行うとともに、特定の個人が識別できる画像は公開しないものとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第16条の規定に違反していることが明らかな場合で、次条第1項に規定する警察への通報のため提供する場合は、この限りでない。

2 画像は、不法投棄者又は不法投棄物の識別ができる場合に原則として5年間保存するものとし、それ以外の場合は速やかに消去するものとする。

(警察への通報等)

第3条 画像又は不法投棄物から不法投棄者の識別ができ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、当該画像その他不法投棄者を識別されるものを添えて、警察に通報するものとする。

(1) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器を不法投棄した場合

(2) 多量又は悪質なものを不法投棄した場合

(3) 同一の者が繰り返し不法投棄した場合

2 画像又は不法投棄物から不法投棄者の識別ができる場合で、前項各号に該当しないときは、不法投棄者に警告書等により不法投棄物を自主的に撤去するよう通告するものとする。

3 画像又は不法投棄物から不法投棄者が識別できない場合は、自主的に撤去するよう促す警告書を不法投棄物に貼付するものとする。

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。